

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 18 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	食品工場における高効率ボイラー、エコキュート、高効率空調設備への更新による CO2 排出削減事業
排出削減事業者名	フジミツ株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	
事業実施場所	フジミツ株式会社 三隅工場 ( 山口県長門市三隅下 2378 番 31 号 )
事業の概要	本事業は、高効率ボイラー、ヒートポンプ、高効率空調機への更新により、フジミツ株式会社三隅工場の CO2 排出量を削減することを目的とする。
排出削減量の計画	<p>&lt; 限界電源炭素排出係数使用 &gt;  <b>【限界電源炭素排出係数使用の場合】</b>                      2011 年度：151 tCO2/年                      2012 年度：442 tCO2/年                      ( 事業実施期間合計 593 tCO2 )</p> <p><b>【全電源炭素排出係数の場合 ( 参考値 )】</b>                      2011 年度：137 tCO2/年                      2012 年度：402 tCO2/年                      ( 事業実施期間合計 539 tCO2 )</p>
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 10 月 31 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 002 ヒートポンプの導入による熱源設備の更新 004 空調設備の更新

## 2 . 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

## 3 . 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2013年1月28日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：フジミツ株式会社 三隅工場 (山口県長門市三隅下2378番31号)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(炉筒煙管ボイラー、空調設備)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で4.8年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 本事業者は、ISO22000認証の食品工場であり、環境への配慮と同時にクリーンな企業イメージの定着は重要であるとの認識から、熱源および空調設備を高効率化して、省エネルギー化と低炭素化を推進していくことを決定した。また、その決定の背景には、本制度活用によって、低炭素化への貢献を社会へアピールすることを目的としていることもあわせて確認した。 以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。

排出削減方法論に基づいて実施されること

1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001,002,004 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。

【方法論 001：ボイラーの更新】

適用条件 1 については、既存ボイラーよりも高効率のボイラーに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業により貫流ボイラーへの更新を行わなかった場合、既存の炉筒煙管ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、貫流ボイラーにより生産した蒸気はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。

【方法論 002：ヒートポンプの導入による熱源設備の更新】

適用条件 1 については、既存熱源設備よりも高効率のヒートポンプに更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、導入するヒートポンプは蒸気・温水供給に使用していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、本事業によりヒートポンプの導入を行わなかった場合、既存の貫流ボイラーを継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 4 については、ヒートポンプにより生産した蒸気・温水はすべて自家消費しており、他への供給はないことを確認している。

【方法論 004：空調設備の更新】

適用条件 1 については、既存空調設備よりも高効率の空調設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。

適用条件 2 については、本事業により高効率空調設備への更新を行わなかった場合、既存の空調設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。

適用条件 3 については、事業実施後のエネルギー使用量を計測できるため、不問であることを確認している。

2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。

3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間

	<p>について、ボイラーについては、法定耐用年数の2倍を超えているが、定期的に点検を受けており引き続き使用可能であったこと、空調設備は法定耐用年数の2倍を超えていないことを確認している。</p>
--	---

#### 4 . 特記事項

- ・ 本事業において、既存空調設備でフロン冷媒(R-22)が使用され、認定されたフロン類回収処理事業者にて回収処分されていることを合わせて確認した。